

平成29年度葉山町議会第1回定例会提出議案

- | | | | | |
|----|----|---|---|--------------------------|
| 議案 | 45 | 平成28年度葉山町一般会計補正予算(第6号) | } | 別紙
「補正予算案の概略」
のとおり |
| | 46 | 平成28年度葉山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) | | |
| | 47 | 平成28年度葉山町下水道事業特別会計補正予算(第4号) | | |
| | 48 | 平成29年度葉山町一般会計予算 | } | 別紙
「当初予算案の概要」
のとおり |
| | 49 | 平成29年度葉山町国民健康保険特別会計予算 | | |
| | 50 | 平成29年度葉山町後期高齢者医療特別会計予算 | | |
| | 51 | 平成29年度葉山町介護保険特別会計予算 | | |
| | 52 | 平成29年度葉山町下水道事業特別会計予算 | | |
| | 53 | 葉山町職員の育児休業等に関する条例及び葉山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり | | |
| | 54 | 葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり | | |
| 報告 | 11 | 専決処分の報告について
横須賀市池上の県道において発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定める専決処分について報告するもの | | |

平成 28 年度 2 月補正予算案の概略

(単位:千円)

会 計 名	補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額	
一 般 会 計	10,117,569	199,299	10,316,868	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	4,230,565	67,402	4,297,967
	後 期 高 齢 者 医 療	976,633		976,633
	介 護 保 険	2,993,308		2,993,308
	下 水 道 事 業	1,473,162	18,782	1,454,380
	計	9,673,668	48,620	9,722,288
合 計	19,791,237	247,919	20,039,156	

1 一般会計

(1)歳入

➤ 国庫支出金

- ・ 国民健康保険基盤安定制度負担金 410 千円
- ・ 障害者自立支援給付費等負担金 3,127 千円
- ・ 施設型給付費等負担金 4,123 千円
- ・ 児童発達支援給付費等負担金 6,300 千円
- ・ 個人番号カード交付事業費補助金 517 千円
- ・ 介護保険事業費補助金 330 千円
- ・ 地域介護・福祉空間整備推進交付金 1,301 千円
- ・ 学校施設環境改善交付金 31,233 千円

➤ 県支出金

- ・ 国民健康保険基盤安定制度負担金 1,701 千円
- ・ 障害者自立支援給付費等負担金 1,563 千円
- ・ 施設型給付費等負担金 2,062 千円
- ・ 児童発達支援給付費等負担金 3,150 千円
- ・ 小児医療費助成事業補助金 308 千円
- ・ 届出保育施設利用者支援事業補助金 33 千円
- ・ 市町村自治基盤強化総合補助金 2,807 千円
- ・ 地域防犯力強化支援事業補助金 388 千円

➤ 財産収入

・土地売払収入	15,708 千円
➤ 寄附金	
・一般寄附金	15,035 千円
・ふるさと葉山みどり基金寄附金	37 千円
➤ 繰入金	
・公共公益施設整備基金繰入金	34,800 千円
・ふるさと葉山みどり基金繰入金	5,000 千円
➤ 町債	
・小学校耐震整備事業債（補正予算債）	16,900 千円
・中学校耐震整備事業債（補正予算債）	7,600 千円
・中学校屋外運動場整備事業債（補正予算債）	125,500 千円

(2)歳出

➤ 基金積立金	
・財政調整基金積立金	17,435 千円
・公共公益施設整備基金積立金	16,000 千円
➤ ネットワーク再配線工事	1,240 千円
役場庁舎 1 階町民健康課事務机等の配置換えに伴うネットワーク再配線工事	
➤ 個人番号カード交付事業の更正減	
・平成 28 年度個人番号カード交付事業費補助金の額の確定に伴う減額	517 千円
・平成 27 年度個人番号カード交付事務費補助金の額の確定に伴う超過交付額の返還金	21 千円
➤ 地域介護・福祉空間整備推進事業補助金	1,301 千円
既存高齢者施設等が行う防犯カメラの設置に対して国の交付金を活用して補助を行う。	
➤ 国民健康保険特別会計繰出金(保険基盤安定繰出金等)の額の確定に伴う更正増減	
・保険基盤安定繰出金	2,817 千円
・国保財政安定化支援事業繰出金	478 千円
➤ 障害者自立支援給付費の更正増	6,255 千円

障害福祉サービス施設入所者等が当初見込みを上回ったことに伴う増額	
➤ 平成 27 年度障害者自立支援給付費国庫負担金等の額の確定に伴う超過交付額の返還金	3,792 千円
➤ 小児医療助成事業の更正増	4,770 千円
感染症の流行等により小児医療費が当初見込みを上回ったことに伴う増額	
➤ 発達障害児等支援推進事業の更正増	12,844 千円
児童発達支援及び放課後等デイサービス利用者が当初見込みを上回ったことに伴う増額	
➤ 上山口児童館外装改修工事の執行残額の更正減	15,000 千円
➤ 教育・保育給付支給事業の更正増	
・入所児童委託料の加算率や賃金単価の改定等に伴う増額	12,842 千円
・届出保育施設利用者支援事業補助金	66 千円
➤ イトピア緑地散策路整備工事の執行残額の更正減	1,600 千円
➤ ふるさと葉山みどり基金への寄附金の積み立て	37 千円
➤ 廃棄物資源化・処分委託料の更正増	7,790 千円
可燃ごみの処理量が当初見込みを上回ったことに伴う増額	
➤ 広域共同処理施設負担金の更正減	4,632 千円
平成 29 年 2 月開始予定としていた逗子市の焼却処理施設での可燃ごみ処理が延期になったことに伴う減額	
➤ 下水道事業特別会計繰出金の更正減	18,782 千円
下水道法及び都市計画法事業認可変更調査委託の執行残額更正減に伴う繰出金の減額	
➤ 葉山町教育基金への基金運用益の積み立て	1 千円
➤ 葉山町高校生奨学給付金の更正増	840 千円
受給対象者が当初見込みを上回ったことに伴う増額	
➤ 上山口小学校グラウンド整備工事の執行残額の更正減	29,000 千円
➤ 葉山小学校及び南郷中学校の屋内運動場非構造部材耐震化工事関連経費	36,820 千円
➤ 葉山中学校グラウンド整備工事関連経費	155,000 千円
➤ 予備費(歳入歳出額の調整)	10,563 千円

2 国民健康保険特別会計

(1)歳入

➤ 療養給付費等交付金	28,512 千円
➤ 高額医療費共同事業交付金	36,551 千円
➤ 一般会計繰入金	
・ 保険基盤安定繰入金	2,817 千円
・ 国保財政安定化支援事業繰出金	478 千円

(2)歳出

➤ 一般被保険者療養給付費等が当初見込みを上回ったことに伴う更正増	
・ 一般被保険者療養給付費	30,000 千円
・ 一般被保険者高額療養費	9,000 千円
・ 退職被保険者等高額療養費	1,000 千円
➤ 高額医療費拠出金の額の確定に伴う更正増	4,371 千円
➤ 国民健康保険事業運営基金への積み立て	75,000 千円
➤ 平成 27 年度療養給付費等負担金の額の確定に伴う超過交付額の返還金	8,020 千円
➤ 予備費(歳入歳出額の調整)	59,989 千円

3 下水道事業特別会計

(1)歳入

➤ 一般会計繰入金（職員給与費等繰入金）	18,782 千円
----------------------	-----------

(2)歳出

➤ 下水道法及び都市計画法事業認可変更調査委託の執行残の更正減	18,782 千円
---------------------------------	-----------

条例の概要

題 名

葉山町職員の育児休業等に関する条例及び葉山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 育児休業をすることができる非常勤職員の要件を緩和することとした。
- (2) 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子について、養育里親（実親等の同意が得られないため養子縁組里親となることができないものに限る。）である職員に委託されている児童を含めることとした。
- (3) 要介護者の状態に応じて、3 回を超えず、かつ通算 6 か月を超えない範囲内で任命権者が指定する期間について介護休暇を受けることができることとした。
- (4) 要介護者の状態に応じて、3 年間は、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で介護時間（無給）を受けることができることとした。

3 施行期日

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。

条例の概要

題 名

葉山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

国民健康保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額及び保険料の減額の算定において他の所得と区分して計算される所得の金額のうち、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に改めることとした。
- (2) 一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額及び保険料の減額の算定において他の所得と区分して計算される所得の金額に、「特例適用利子等の額」及び「特例適用配当等の額」を加えることとした。

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (2) この条例（「特例適用利子等の額」及び「特例適用配当等の額」を加える部分を除く。）による改正後の葉山町国民健康保険条例の規定は、平成 29 年度分の保険料から適用し、平成 28 年度分までの保険料については、なお従前の例によることとした。